

総務政策常任委員会会議録

平成23年11月1日

場 所 第2委員会室

平成23年11月1日（火曜日）

文化文教・国際課長 日高正憲

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・第138回九州地方知事会議及び第19回九州地域戦略会議の開催について
- ・宮崎県県民栄誉賞の授賞について
- ・宮崎県文化賞の受賞者について
- ・若山牧水賞の受賞者について
- ・平成24年度当初予算編成方針について
- ・口蹄疫復興宝くじの販売結果について

出席委員（7人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	右松	隆央
委員		外山	三博
委員		星原	透
委員		宮原	義久
委員		鳥飼	謙二
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（1人）

委員		西村	賢
----	--	----	---

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	渡邊	亮一
県民政策部次長 （政策担当）	緒方	哲
県民政策部次長 （県民生活担当）	城野	豊隆
部参事兼総合政策課長	茂	雄二

総務部

総務部長	稲用	博美
総務部次長 （総務・職員担当）	堀野	誠
県参事兼総務部次長 （財務・市町村担当）	岡田	英治
総務課長	柳田	俊治
財政課長	日隈	俊郎

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場	輝夫
議事課主査	花畑	修一

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○稲用総務部長 総務部の関係でございます。今回御報告いたしますのは、平成24年度当初予算編成方針についてであります。詳細につきましては財政課長に説明させますので、よろしく

お願いをいたします。以上でございます。

○日隈財政課長 では、平成24年度の当初予算編成方針について御説明したいと思います。資料は——本文は別冊になっており、ちょっと厚いですから——委員会資料で御説明したいと思います。

委員会資料の1ページをお開きください。平成24年度当初予算編成方針のポイントということで取りまとめております。なお、予算編成につきましては、今から御説明します方針という形で、庁内では10月21日、庁議で決定させていただきまして、これから予算編成に具体的に取組んでいくということですが、後ほど御説明しますが、今回、国の動向がはっきりしない部分が結構多い状況でございますので、状況を見ながら編成過程で決定していくという流れになります。

まず、資料に沿って御説明いたします。1ページの1基本方針であります。平成24年度当初予算編成に向けては3つの方針で取組んでまいりたいと考えております。まず1つ目が、(1)財政改革の着実な実行ということで掲げさせていただいております。説明は資料の下のほうに丸で書いてありますけれども、本県は、社会保障関係費の増嵩等で収支不足が拡大傾向にあり、極めて厳しい財政状況が引き続いておるということであります。このため、本年6月に議決いただいております「みやざき行財政改革プラン」の中に盛り込みました第3期財政改革推進計画について、今年度の最重要課題ということで取組んでまいりたいと考えております。

2つ目の方針が(2)平成24年度重点施策の推進を掲げております。今申し上げましたように財政状況は非常に厳しい状況にありますけれども、本県が抱える政策課題については積極的

に対応していく必要があるかと考えております。現在、アクションプラン、正式名称「未来みやざき創造プラン」における重点施策などを推進しているところでございますけれども、来年度、24年度については、次の①、②、③それぞれ掲げておりますが、産業・雇用づくり（地域経済活性化）という観点、安全・安心なくらしづくり（地域連携・交流の推進）、最後に、知事が掲げております、地域を支える人財づくり（地域の絆の強化）という3点の施策を柱に重点的な事業に取り組んでいくことを考えております。なお、この考え方については、県民政策部のほうから再度説明させていただくということで予定しております。

3つ目の方針が、(3)役割分担等を踏まえた施策の構築・県民総力戦による実行というテーマで掲げております。すべての事業について必要性や役割分担の観点から検証した上で、事業の構築を図っていくということで考えておりますけれども、事業実施に当たりましては、県だけでなく、ボランティアあるいはNPO等との連携、協働についても積極的に取り組むことといたしております。

以上のような3点の基本方針で取組んでまいりますが、具体的には、次の2歳入に関する事項から順に御説明したいと思います。(1)～(3)とありますが、下のほうに説明を書いております。歳入に関しては県税等の積極的な確保に努めていきます。一方、依存財源であります地方交付税あるいは国庫支出金などについても、国の動向等に留意しながら適切に対応していくことが必要であろうと考えております。何分、国の取り扱いがまだ決まっていないものが多いでございます。前回の常任委員会の際に御説明しました、経済対策でつくった基金の対応

等もまだ姿が見えません。今のところ明確な対応は幾つか出てきていますけれども、金額の積み増し等が行われる予定なのは2つの基金だけでありまして、その他についてはまだわかりません。期間の延長だけ決まったものはありますけれども、お金の積み増し等はまだ明確にわかっていない。あるいは今後国が引き受けて対応するといったものも見えておりません。

次に、県債についてでありますけれども、臨時財政対策債などの償還財源が確保された特例的な県債は除いて、その他の県債については基本的には抑制を図ってまいりたいと考えております。

そのほか使用料、手数料の見直し、財産収入の確保、あるいはネーミングライツ等の収入の検討などについて積極的に取り組みまして、自主財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

最後に、関係団体等への出資金等の見直しについても、現在、検討してきているところであります。公益法人化の流れがあり、財団等の法人格が変わっていくということがございますので、見直して、必要に応じて引き上げ等についても検討してまいりたいと考えております。

右のほうの2ページをごらんください。次に、3歳出に関する事項であります。歳出につきましては、すべての事務事業をゼロベースから徹底して見直すことにしております。これまでも財政課のほうでは、夏場ずっとヒアリングを重ねて事務事業見直しを行ってきております。平成24年度についても、今申し上げたような取り組みによりまして財政改革を着実に推進するという観点から取り組んでおりますが、予算要求につきましては要求限度額、いわゆるシーリングの率を設定することとしております。具体

的には、予算要求限度額という表が置いてありますけれども、ここに記載のとおりであります。24年度予算編成については、率の数字については23年度の予算編成と同じ率を置かせていただいております。ただし、先ほどから申し上げますとおり、国の予算措置の状況、あるいは税制を含めた制度改正の検討状況については十分動向を見きわめながら、予算編成の過程において適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、公共事業の関係で、下のほうの1つ目の丸に書いてありますけれども、公共事業費の特別枠を今回掲げさせていただいております。公共事業費につきましては、繰り返しになりますが、財政改革を推進する観点から、一定の割合のシーリングを設定しまして縮減・重点化をこれまでも行ってまいりましたけれども、今回もそういった基本的な考え方で対応していきたいと考えております。ただし、平成24年度予算については、今申し上げましたようにシーリングを設けて財政改革を推進してまいりますが、一方で口蹄疫の影響等により停滞している地域経済の活性化を図ることも喫緊の課題でございますので、予算要求限度額とは別に、公共事業費につきましては、地域経済活性化枠（仮称）を設けることを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、予算規模など具体的な内容につきましては、繰り返しになりますが、国の予算編成の状況等も見きわめて対応してまいりたい。本県にとっても財源確保がまだ見えません。交付税額の減少がかなり予定されているように新聞記事等にも出ておりますので、財源確保を含めた国の動向を見きわめて対応してまいりたいと考えております。

次に、公債管理特別会計（仮称）、これは条例が必要になりますので、仮称という取り扱いにさせていただきたいと思えます。この特別会計の設置について取り組んでまいりたいと考えています。県債を発行する場合には、利子負担額の軽減を図るためにこれまで——償還期間を20年、30年のスパンで返していくような県債についても——10年あるいは5年というような比較的短期間で設定して借り換えるという形で金利の低減を図ってきております。こういった場合には年度において借換額が変動することになりますので、形式的には歳入歳出予算が一時的に増減するというところで、本来の一般会計の規模が見えにくくなるという問題もございます。今回、特別会計を設けまして公債費に関する予算を別で管理するというところで、その特別会計を審議いただければ公債費の中身がすべてわかるということになります。また、一般会計の規模を明確化していく、あるいは毎年度一定額を特別会計に繰り出すことで、公債費負担の平準化を図るという観点から取り組みたいと考えているところであります。

最後に、留意点と書いてございますけれども、歳出については、人件費などの義務的経費を初めとしてすべての事業について削減を図っていくことを基本としております。特に県単補助金につきましては、補助金の目的、効果、実施期間等のいろんな観点から、ゼロベースからということになりますけれども、しっかりと検証いたしまして徹底した見直しを図っていくということで考えております。

次に、最後の3ページになりますけれども、これは執行部のほうで取り組む姿勢でございます。執行部の職員につきましては、これまで以上に明確なコスト意識を持って取り組んでいく

ことを旨としておりまして、また一方、予算措置を伴わない「ゼロ予算施策」といった観点でもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、不適正な事務処理の再発防止といった観点からの取り組み、あるいは予算要求状況の公表などについても取り組む方向で検討してまいりたいと考えております。

最後に、財政健全化法の趣旨を踏まえまして、一般会計だけではなく、特別会計、公営企業会計、あるいは公社、第三セクターまで含めて、県全体の財政状況についてしっかり対応してまいりたいと考えております。

詳細は、冒頭申し上げましたとおり別冊資料をお配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

続きまして、委員会資料とは別に、「口蹄疫復興宝くじの販売結果について」という資料をお配りしました。この内容について若干御説明したいと思います。

口蹄疫復興宝くじにつきましては、御承知のとおり、10月15日から25日までの11日間、全国で発売いたしました。

資料にありますとおり、2の販売実績の欄（1）全国の状況、全体では50億円発売——消化額というのが売上額になるんですが、23億7,280万2,400円ということでありまして、販売の率、消化率が47.5%という結果でございました。また、県内の状況で申し上げますと、当初の割当額が3,750万円でありました。この額に対しまして消化額が2億1,326万1,000円ということでありまして、消化率は何と568.7%でございました。この委員会におきましても私のほうからお願いしたところでございますけれども、委員の先生方を初め県民の皆様には本当にたく

さん御購入いただきまして、また御支援いただいた結果であろうと思います。改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

なお、抽せん会については先週の27日に開催しております。当せん金の支払いについては、11月1日から来年の10月31日までとなっております。なお、請求がなかった分は時効金ということで、来年10月末締め切って、その分もまた後で72%本県に返ってくるというような取り扱いになります。

説明は以上であります。どうぞよろしく願います。

○山下委員長 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆さんの質疑はありませんか。

○鳥飼委員 余り聞かないようにはしたいと思いますけれども、1枚目の基本方針、定例的といいますか定型的に書いてあるような感じがするんですが、最初の丸です。「基金取り崩しに頼らない持続性のある財政構造への転換が喫緊の課題であり、新たに策定した」云々となっているんですけど、「基金取り崩しに頼らない」というのはできるんですか。「喫緊」というのは直ちにとというような意味なんです。私は、当分できないと思っているんですけれども、こういう表現は、大変だぞ、大変だぞというふうに聞こえてしまうんです。だから、この表現は余り妥当でないんじゃないかというような感じがしております。また別の場でやりとりをしたいと思っておりますけれども、それが一つです。

もう一つお聞きしたいのは、3つ目の丸ですが、2行目に「県民総力戦での施策の推進」というのがあります。確かにこれはこれでいいんですが、3ページの最後のところに、「予算編成過程の透明性を向上させる取り組みを行う」というふうになっているんですけど、これは密接

に関連していると思っているんです。それぞれ県民の側からいろんな要望がある。これをどう行政として受けとめてもらえたのか、受けとめてもらえなかったのかというのがこれに出てくる。今後の日程で、11月9日に各部要求書締め切りとなっているんです。課長要求とかを県民に知らせていくことによって、これは我々の要求を受けとめてもらっているんだなというのがわかると思うんです。それが部長査定のところでも落ちるかもしれないけれども、それはそれでわかってもらえるというか、そういう作業の繰り返し、県政への関心を高めていくことになるし、県民総力戦にもつながっていくことになっていると思っているんです。予算編成過程の透明化と県民総力戦との関係について、考え方を聞いておきたいと思っております。

○日隈財政課長 まず、県民総力戦での取り組みの関係です。これは言わずもがなの部分もございまして、各部局でいろんな要望、陳情等もお聞きしておるところであります。また、県議会のほうからも各会派を通じたいろんな要望等もお聞かせいただいているところです。それを踏まえて各部局が予算要求をしていくということで、基本的には県民のニーズにこたえるべく予算要求にしっかり対応していただきたいということ表現したものでございます。具体的には、現在取り組んでいる事業を一部改善、修正等も加えてやっていく部分、あるいは全く新しく取り組む部分を含めて、予算要求に反映させていただきたいということで記載しているところでもあります。

今度は透明化の関係であります。一定の考え方があるんですけれども、どの程度明らかにしていくかというのは、予算編成の中で編成権者のほうでも判断してまいりたいと考えていると

ころであります。1県だけ鳥取県みたいに、具体的に事業ごとまで、要求書からすべて明らかにする県があります……。予算をどれくらい要求しているのかとか、まだそこまで至っておりませんので、そういったものについては今回検討してまいりたいと考えているところです。

ただ、スケジュール的に申し上げると、実は11月9日で要求書はいただくことにしておりますけれども、その後、調整をさせていただく事務的な部分があります。加えて、人件費が実は要求の段階では入っておりません。10月1日現在の職員に基づくデータの整理をして人件費を入れ込みますと、作業的に言うと11月末ぐらいに固まってくると考えているところでもあります。そういったものを含めて、年内のできるだけ早い段階で、要求状況については公表できればということで検討させていただきたいと考えております。ただ実際は、それに加えて、国の状況でまた12月で変わってくる部分がありますので、そのところは調整という形で表現させていただいて、最終的には2月の予算の姿と、そういった過程の透明化を図っていければと考えているところでもあります。

正確な答えにならないかもしれませんが、そういう方向でそれぞれの項目について対応を検討しているところです。

○鳥飼委員 これは5年か6年ぐらい主張して、少しは……。というのは思っているんです。日隈課長の最後の仕事で、もうちょっと県民と近くなるような予算編成になる形をつくっていただきたいと思います。これは要望しておきます。

もう一つですが、公債管理特別会計の設置を検討ということですけど、大まかなフレーム、構想していることで結構ですけど、お知らせください。

○日隈財政課長 先ほど簡単には御説明したんですけれども、ちょっと長くなるかもしれませんが——今現在、県債発行できるのが、公共事業を初めとする投資的な事業の経費が多うございます。なぜかというのは、御承知のとおり、例えば道路1本通したとすると、その道路は耐用年数からすると恐らく30年ぐらいは使うであろう。そうすると30年にわたる世代で負担していてもいいでしょうという考え方で、ソフト事業とは違って、ハード整備については適債事業、起債が適用できる事業として認められているところです。最大30年間で償還を考えた場合に、30年の借入れをすると非常に金利が高いです。現在で申し上げると一番長いので20年ぐらにとどめているんですが、20年の県債発行をしたときに、国債でもほぼ同じ水準ですけれども、2%ぐらいの金利になります。最初の年から20年間2%払っていくという金利設定になります。私どもがとっているのはそうではなくて、10年で金利見直しということでしますと、10年の金利は1%ぐらいです。そうすると、少なくとも前半の10年間は金利1%でいくことになります。10年後に半分の額を借り換えたとすると、残り10年しかスパンがありませんから、今の1%の金利が仮に倍の2%になっていたとしても、最初から2%を20年間払うよりはずっと安いであろうという見込みで、借り換えの金利見直しの発行の形をとらせていただいているという現状があります。そういったものを前提として考えますと、10年後を迎えると、その年の本来の県債発行額に加えて、50%の借換債を歳入歳出で立てるということになります。その年は県債発行も公債費、歳出のほうも多くなるということで、当たり年のところはでこぼこする形になってくると思われま。各県ともいろいろ

る検討した結果——特別会計のほうで処理する場合には借り換えの額等が出てまいりません、特別会計だけのものですから、一般会計、最初の財布ところが大きくでこぼこすることはありませぬので、特別会計のほうで借り換え等の対応をしようということで——県債の管理については、都道府県レベルではほとんどの県がこういった形で取り組むことにしているということが一点。

もう一点は、冒頭申し上げましたとおり、一定額、1,000億だったら1,000億を毎年繰り出すということで、余ったのは特別会計で繰り越しということになりますので、1,000億を超える年があればその分は補充してということで、特別会計で多かったり少なかったりを調整していくことができる。一般会計からは1,000億ずつ毎年繰り出していくことで、負担の平準化が図られるというメリット。最後には特別会計だけ御審議いただければ、ここだけで県債の元利償還金含めた発行の内容等すべてがチェックできますので、特別会計の審査をお願いすることで広く県民にも御理解いただける形になります。現在、一般会計の中ですべてひっくるめて御審議いただいておりますので、その部分を取り出した形で見ていただくことで県民の負託にこたえることができるのではないかと、この3つの観点から各県取り組んでおりますし、本県もこういった形でやってはどうかということで方向性を出したところであります。

○鳥飼委員 今後の予定としては2月議会の上程ということになるんですか。

○日隈財政課長 私どもとしては、予算編成とあわせて2月議会で条例を設置して、来年度、新年度の分から特別会計の予算として提案させていただけたらということで検討中であります。

○鳥飼委員 その際はまだ条例が成立していないから、成立していない形で提案があるでしょう。成立した後、新年度ということになると、もう一回この予算書を書き直すということになるんですか。

○日隈財政課長 2月議会で条例も出させていただきます。同時に新年度予算も出るということで、条例制定が2月補正議案であればそのまま移行できますので、そういったことを含めて来年度から適用になるような形で条例の提案をさせていただければということで検討しております。

○鳥飼委員 もう一つ、1ページの一番下、「関係団体等への出資金等について、必要に応じて引き揚げ等を検討する」の出資金等というのはどんなのが入るんですか。

○日隈財政課長 外郭の財団等に県から出捐してつくった基金——昨年度こういう例があったんですけれども、看護学術財団という財団がございました。ここに約20億円を県から出捐しまして、学術財団の基金ということで設置しました。これは看護大学の看護教員あるいは看護職員の資質向上という目的で基金を設置してまいりましたけれども、その財団が公益法人になっていくということで、県の看護の関係だけではなくて、国立大学法人宮崎大学を含めた県内全体の法人として活動していくということになりましたので、その基金については寄附という形で県のほうにお返しいただいて、県のほうで基金をつくらせていただきました。なお、一部地域医療という切り口も入れまして、地域医療と看護の基金という形で設置させていただきました。この例のように、財団のほうに基金をつくらせていた分、その法人自体の活動範囲が変わっていく、あるいは法的な位置づけが変わってい

くというところで一応見直しをさせていただいて——向こうのほうで今後とも、宮崎大学等と一緒に使うということで、必要と認めることはあったのかもしれませんが——今の例で上げると、県のほうで、地域医療とか看護職員の資質向上、看護教員のさらなる資質向上という観点から使っていったほうが良いということで、県のほうに戻していただいたという例でございます。

そのように県から出資金あるいは基金のための出捐金というか補助金を出していた分については、もう一度見直して、必要な額をそのまま認めて公益法人のほうに送り出すという形にするのか、それとも、県のほうに一回お返しただいて、その後の事業は県が直営でやっていきたいというふうに整理するのかということで、それぞれの財団の出資金等について再度見直しをさせていただいているところであります。

○鳥飼委員 出資金と出捐金と今出ていますが、性格の違い——どんな違いですか。

○日隈財政課長 出資金というとはほとんど基本財産の部分であろうと思います。出捐金と私が申し上げたので誤解もあったのかもしれませんが、補助金という費目を出している例が多いんじゃないかと思います。補助金を出して基金をつくっている財団が幾つかあるということです。ほとんどの財団は出資金を基本財産にして運営していく形でやられていると思います。

○鳥飼委員 出資金については引き揚げが可能、出捐金については引き揚げは可能ではないですよ。

○日隈財政課長 基本財産の部分の出資金について必要な額を認めようということで考えておりまして、公益法人になってそこまでは要らないんじゃないかという部分については、引き揚

げを要請したいと考えている部分があります。出捐金と申し上げた補助金でつくられた基金についても、必要な部分は認めていきますけれども、今後県が直接やっていく必要があると思われる部分については、これも引き揚げの対象ということで検討してまいりたいと考えています。

○鳥飼委員 出捐金も引き揚げの対象にはなるけれども、引き揚げますよということとはできないですね。

○日隈財政課長 鳥飼委員のおっしゃるとおり、引き揚げという形ではなく、法的には財団から県のほうに寄附をいただくという行為になるのかと思います。

○鳥飼委員 これは適当でないかもしれないけど、例えば、これは出資金だと思うんですが、「ふるさと愛の基金」は今まで利子で運営をしてきたけれども、利子がこういう状況ですから、基金を使いながらということになってきた。どこもそういうのが主ですね。出捐金という場合は、財団なり法人が運営をしていく上で重要な地位を占めていると思うんです。そこはしっかりと話し合いをしながらやっていただかないといけないと思っているんです。一部強制的に引き揚げるといような事例も耳に入ってきたりするものですから、当初つくった財団なり法人の運営をどうしていくのか、お互いしっかりと議論をしながらやっていただかないとまずいと思います。そこは財政課がやることじゃないかもしれない、主管課ということになるかもしれませんが、財政課がこういう方針を出せば、みんなこれでやっていくわけだから、そこはしっかりと法人なり財団の運営に支障を来さないようにやっていくことを念頭に置いて、各課にもそれをお願いしていただきたいと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

○星原委員 今回、24年度に向けて公共事業費の特別枠を設けるということで、要求限度額とは別に公共事業費について特別枠を設けることを検討するという事です。今、景気低迷の中で非常にありがたいと思うんですが、国の動向を見てということになってくると、多分、東日本大震災で向こうにかなりの予算が流れて、それ以外の地域にどれだけ来るかというものが一つあるのと同時に、限度額と書いてあって、90%以内とか95%以内と設定されているわけです。23年度と比較したときにどれだけの枠を設けてやるかにもよるんでしょうが、枠の設け方によっては効果が出るのかなあと。特別枠としてかなりの予算を組めれば効果が出るだろうと思うんですが、その辺の見方というか考え方をもうちょっと詳しく説明いただきたい。

○日隈財政課長 御指摘のとおり、公共事業については国自体が非常に厳しい状況にあります。昨年度の今ごろから1月にかけてまとまった23年度の公共事業予算については95%ぐらいの措置でありました。ただし、国の95%というのは、自分でやられる直轄事業と地方向けの補助金になります補助公共事業を足して95%ということでありまして。中身をもう少し見せていただくと、実は自前の直轄事業については97~98%確保されて、地方向けを90%ぐらいにされて、平均が95%ということでありまして、地方向けは95%ないというような結果、地方向けとしては今年度事業量が余り来ていない状況ではないかと考えています。加えて、御指摘のとおり東日本の復興の関係で東日本のほうに手厚くというような傾向もありましたので、それ以外の地域については非常に厳しい状況であったというのが今年度の配分状況でありました。

来年度の予算要求に向けては、現在、国の公

共事業予算については90%ということでありまして、別枠として1.5倍まで要求していいという枠がございますので、その部分で今要求されているところでもあります。最終的には首相枠ということで、その分が7,000億円確定することになっていきますけれども、今申し上げた1.5倍の別枠で要求されているのは2兆円ということですから、確率3分の1ということになりますので、10%削ったものの1.5倍ですから15%要求されていて、平たく言えばその3分の1であれば5%で、結局また95%になるのかなと。とらぬタヌキではないですけれども、そういった見通しもあるところです。ただ、公共事業にそんなに持っていくかどうかは見えません。

いずれにしても、国のほうが今示しているのが90%ということで、ここの要求限度額は90%にしておりますけれども、国の対応によっては95%ということがあれば、その5%については見きわめていきたいということを含めてですが、いずれにしても今年度の事業よりさらに減るであろうことは見込めるところです。本県では補助の公共事業のほうで、補助率50%にしたとき倍事業ができるわけですから、県単より補助公共をできるだけとっていきたいということでこれまでも取り組んできた県です。ですから、補助公共事業のほうで量が5%なり10%なり毎年落ちていくということを考えると、県内全体としては事業量が落ちていっているという状況が来年度もほぼ見えてきた状況だということです。

ただし、落ちた分をすべて県単公共で補うほど県のほうもお金がありません。どれだけできるかということで取り組んでいくわけですが、その部分については我がほうの財源がどれだけ確保できるのか見きわめていかざるを得

ないと考えているところです。ちなみに地方交付税についても概算要求の段階で3,000億円減だと言われているところです。1%だと30億円落ちるということです。加えて人件費の関係で、新聞報道では、地方向けの交付税を6,000億円削ると、国家公務員は7.8%給与削減するんだったら地方もすべきだということで、6,000億円というと合わせて9,000億円ということになります。単純に言うと県に来る交付税が90億円落ちる可能性がありますので、そういったことを考えると——県税が90億も伸びるのはちょっと厳しいのかなと、まず無理かなということを見ると——我がほうの財源がどれだけ確保されるのか一応確認した上で、県単公共を恐らく柱とすると思いますけれども、そういった事業量をどれほど組んでいくかというのは、最終的なぎりぎりの1月段階を含めて判断していくと。最終的には知事の判断になりますけれども、そういった編成作業になっていくという見通しであります。

長くなりまして、済みません。

○**星原委員** 今説明いただいて、大まか様子はわかりました。ただ、今の県内の経済・社会情勢、あるいは雇用情勢を考えたときには、元気を出すためにはどういう形で来年度予算を組んでいくかというのは非常に重要だろうと思うんです。今回、中山間地域振興計画を出されてきましたけれども、これなんかも元気を出させる上ではいろんな問題を抱えているのかな。そういう中で、今出ましたように県税収入にしても、去年の口蹄疫の影響等から見れば税収は今までより減ってくるだろう。そういう流れの中でどう予算編成をして元気づけていけるかが大事になると思いますので、許される範囲で県内全般に金が回るような予算をぜひ組んでいただきました

と思います。

○**宮原委員** 歳入に関する事項のところでは先ほど、緊急経済対策で2基金はオーケーなんだけど、あとはなかなか見通しが立たないというお話をいただいたんですけど、緊急経済対策でいろんな事業を打ってますよね。来年度の見通しが立たないということで、事業を進めていく上で、来年どうなるんだろうという心配を皆さんされているんです。先ほどありましたように、国の動向を見ながらということになるんですけど、国の今の状況から見て、緊急経済対策について何もしないという状況が来る可能性も高いんですか。見通しだけでも……。

○**日隈財政課長** 委員会で一度御説明したんですけども、経済対策で20基金をつくりました。そのうち、当初の計画どおりでいくと、今年度いっぱいと言われたのが合計で16だったと思います。その中で延長が決まった分が5つほど出ておりますけれども、今年度終了で延長が決まった上にお金も幾らか流しましょうと決まったのが、緊急雇用基金と林業関係の森林整備加速化・林業再生基金の2基金です。今回の3次補正の中に入っております。具体的には12月にならないと内示額も示していただけません。内示が12月と林業関係は書いてあったと思いますので、そういったものを確認してということになります。いずれにしても対応がしっかりされている部分というのは——しっかりというほどでもなさそうなところもあるんですけど、2基金あります。しっかりでないというのは、例えば緊急雇用については、やはり東日本向けの配分が多くなるということが既に書いてあります。単純に人口割であるとか、これまでどおりの配分ということではなさそうですので、その辺は若干例年より厳しいと思います。それでも何ら

か来るのは2基金だけだということです。あとは延長が決まったのが2つ、3つありますけれども、お金の増額はありませんで、執行残の部分で1年延長して使うということになります。

しかし、実は一番心配しているのが命にかかわる部分の基金です。例えば小児ヒブワクチンであるとか子宮頸がんワクチン、また妊産婦検診の分についても、自民党政権最後にふやされました診察回数等、ふやした部分の基金はまるではありません。この分について、基金はなくなったけれども厚生労働省のほうでしっかり対応しますという形のものがあればいいんですけども、具体的には何も示されていないと。1回引き上げたサービスを落とすことはなかなか難しいです。であれば地方が単独で負担していくということになってくるのか、判断を迫られることになってまいります。地方のほうも、先ほどから申し上げるように、財源が確保されて自前でやっていけるという見通しが立てばいいんですけども、そういった状況にはないことは御説明したとおりですので、その中でもやりくりしていくとなると、どこを切るのか、どこを減らすのか優先順位を考えていくことが迫られているところです。しかし、まだ国は言わないけれども検討しているのではないかと期待も込めて、これからさらに国のほうに要望していきたいと考えているところです。

○宮原委員 よくわかりましたけど、要は、今いろんな事業を基金を使ってやっているのが、全く来なくなると、かなり多くの団体、NPO含めて事業がとまってしまいうだろうと、一遍に経済がぐっと冷え込んでしまいうだろうという心配をするものですから……。何とかしてくださいと言って何とかなる問題ではないと思いますけど、期待は多少持ちながら、宮崎県だけの

問題ではないと思いますので、他県とも連携をとっていただいて、必要なものは必要だということで御努力をいただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

もう一点、公共事業の特別枠というところで、公共事業については先ほど、補助公共事業に持っていけば、それだけこっちの出し分が少ないわけだから、それを認めていただけると事業量がふえるということですよ。公共事業に直接関係するわけじゃないと思いますが、地域経済を興すということから考えると、太陽光に補助金を幾らか出すことで、皆さんが持っておられるお金をそれにつぎ込むことで地域経済が回っていくと。議会のほうでも、住宅リフォームの事業にということでも請願を採択したりいろいろやっているんですが、そういう中で、リフォーム事業ということで、例えば10万補助を出しますよということをするのと100万の仕事が出るとか。公共事業で10億しかなければ10億の仕事しかない。例えば、2億そういうことに回すことで20億の仕事になるという考え方もできているんです。議会としてはそういう事業をということでも一般質問も含めてあるんですけど、このあたりについて考えられないものですか。

○日隈財政課長 御指摘のとおり議会でも議論があったところです。これも県民政策部長なり知事なり答弁させていただいているところですけども、地域経済回復のための対策として有効なことは十分理解しているところです。それをどう実現化を図っていくかというところで、個人資産の問題等々課題があります。例えば、環境対策とかエコ対策という部分もあるというような、政策的なもの絡めて図っていくのが実現化の道であると思いますので、そういつ

たものを含めた検討の中で、うまくできるのかどうかは今後のことかなということでもあります。各自治体、公共事業をやっている、建築関係になかなか手が出せないというのが、今申し上げた個人資産の形成の補助という形になるので——集団化であれば補助事業というのは農業関係とか結構あるんです——そのところは行政として難しいところです。今申し上げた観点で、太陽光というのは個人資産なんだけど、するのは環境対策ということになりますので、国と連動してという形になりますけれども——そういった政策が打てるのか打てないのか、国にも働きかけながらあわせて検討していくことになるかと思えます。

○宮原委員 検討していただけるとありがたいと思えます。10月20日から佐賀県がこれをやるような方向で話も聞いています。他県がやっているわけですから、初めて取り組む方向ではないと思えますので、勉強していただいて……。地域経済を興すためには、県のお金、税収が上がらないということになれば、皆さんがタンスの中に入っているお金を出してもらおうほうが地域経済も回ると思えますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

○前屋敷委員 私も、佐賀県の住宅リフォームの実例を聞いたばかりだったものですから。かなり間口を広く取り組む状況のようです。ほかの県でも実際行っているところがありますので、いろいろ調査もしていただいて……。ぜひ経済効果——この時期ですから必要かなと思っておりますので、お願ひしたいと思えます。

それと、先ほど論議になっていますが、公益法人化の問題で、実際今、対象となっている団体はどのくらいあるんですか。

○日隈財政課長 済みません。数が手元にあり

ませんけれども、公益法人化を既に図った団体と、今年度いっぱい結論を出して来年度早々にいく団体、来年度いっぱい検討で、その後いく団体と分かれてまいります。現在、見直し作業をやっているのは、今年度いっぱい結論を出す団体について見直しをさせていただいています。数がわかれば後ほど回答させていただきます。中身は、鳥飼委員から御指摘いただいたとおり、その団体自身しっかり我々は見直すんですけれども、それでつぶしちゃいかんというような部分もありますので、適正な規模等を考えていきたいということと——中には基本財産に、国が2分の1出して、県が2分の1つき合っで出したものとかが入っている部分があって、その事業自体は終わったけど、そのまま団体がまだ握っていらっしゃるといふ部分もあって、国のほうもお返しいただきたいという話も来ているのも、実は中を点検してみるとあるようなこともあります。そういったものも含めて今見直し作業をさせていただいている状況です。

○前屋敷委員 それこそ、その時点から自立していくということになりますので、その団体と十分話し合いも持ちながら、ちゃんと持続していけるような方向が必要かと思えます。その辺をお願ひしたいと思えます。

それから、国も交付金を削ったり、人件費をかなり削ったりということで県にも影響が出てきます。2ページにもありますけれども、人件費の抑制、当然、給与もそうですが、職員数にもこれはかかってくると思うんです。ことし、東日本の震災などを受けて、人材そのものが改めて見直されるといいますか、必要性が言われている中ですので、単純に支出を減らすという立場からだけで人件費抑制を考えてはいけませんので、その辺は十分検討していくこ

とが必要かと思えます。

それとあわせて、事務事業の見直しの件ですが、どの程度今度の予算に反映されようとしているのか、概略といいますか大枠で結構ですけれども、その辺のところを。

○日隈財政課長 事務事業見直しについては、内部の事務的な作業ですけれども、財政課のほうで査定班というのが4班あります。全部局、7月、8月いっぱいかけて見直しの部分を第1ラウンドということで終了したところです。結果については、私のほうで全部ヒアリングさせていただいて、何回も突き返したというのもありました。実はこれについては、例年2月の公表だったのを既に10月末に公表させていただきました。金額で申し上げますと約32億円、まず事務事業見直しということで財源捻出を図ったところです。これをもって次の年の新規事業、あるいは社会保障がかなりふえる部分がありますから、まず充てて、実はもう既に使い切って、それ以上の需要が出てきているという状況で、非常に予算編成は厳しいんですが……。お答えとしては、事務事業見直しは現時点で32億円程度財源を捻出した状況だということです。

○前屋敷委員 確かに厳しい財政事情ですから、どこか削っていくということは必要ですけれども、基本的には県民の暮らしを守るという立場は外してはならないと思うんです。そういったところも含めて、綿密にといいますか、県民の暮らしに寄り添った形での予算執行にならないといけないと思えますので、その辺は十分考慮していただきたいと思えます。

○右松副委員長 予算編成方針のポイントで、先ほど鳥飼さん、前屋敷さんのほうから話がありました、すべての事務事業についての必要性和県の役割を検証していくということでありま

して、先ほど32億円見直しをされたということですが、11月9日で各部署から要望が上がってくるわけですね。それについても当然さまざまな検証をされることになるかと思うんです。おおよその考え方で結構なんですが、財政課の検証方法というかベースとなる考え方、ことし新たに取り組む手法等があれば教えていただければありがたいと思っています。

○日隈財政課長 フレームワークとしては先ほど申し上げたシーリングがあるわけですが、その中で県費——一般財源と私たちは申し上げるんですが——一般財源でどれだけ削減するとか、これ以内にしなさいというのがシーリングという部分になります。例えば、歳入確保を行った分は余計に予算を要求できるということがありますので、知恵と工夫になるわけですが、歳入確保をもって予算要求されれば、その分が上乗せで要求ができるところについては強化を図っていきたいということで、歳入確保で申し上げたように、財産収入の確保であったり、ネーミングライツとか新たな広告とか、かなり今検討していただいている状況です。そういったものがプラスの歳入になった部分は使っていいよということになってきますので、そういった工夫はいつもより強化しているところです。

ただ、一律のシーリングと申し上げても、先ほど申し上げた命にかかわる部分とか福祉にかかわる部分については、そう大きく削れるわけでもありません。ぎりぎり一応見直しはしますけれども、シーリングにはまるはまらないというのは、先ほどちょっと申し上げましたが、11月9日で締め切るものの、そこは財政課のほうで福祉保健部あたりともいろんな調整をした上で、やむを得ないと判断するとかしないという

のを11月いっぱいかけてまとめていくという作業になるのかなと。そして中に入ったら一つ一つヒアリングを行って、どこが違うのかとか改善点は何なのかとかすべて見ていくわけですがけれども——一方では11月議会もあります——そういう中で、実は夜もそういった作業を繰り返しているところですよ。

新しい部分は、歳入確保の部分とか新たな項目を上げた部分になろうかと思えます。

○右松副委員長 内部の事務的な作業が進められているものですから膨大な作業になってくると思うんですが、私としては関心のあるところでございます。判断基準あるいは積算方法とか非常に気になる部分があるんですが、鳥取県は全面公開されているということでございましたけれども、そこは改めて教えていただければありがたいなと思っております。

もう一点ですが、県債の借り換え等を特別会計で対応するという公債管理特別会計です。2月議会で上程をするという話ですが、既に実施されている都道府県を教えてくださいとありがたいと思えます。

○日隈財政課長 昨年度末で残っているのが本県を含めて3県ぐらいで、ほとんどの県に置かれていたと。残っている県も昨年度末あたりで条例等設置されて取り組んでいらっしゃると思いますので、本県以外は終わっているのかなと。本県については、実は先回の2月議会でということも考えたんですが、知事選の絡みもありまして本格予算が6月ということになって、6月から別会計を設けるとするのは難しかったということで、今年度末にはということで検討している状況であります。

○外山委員 今の河野知事、ことしは途中からだった。本格的な予算編成は今度ですね。知事

の一番の仕事と言えば予算編成、最終的にね。この予算には知事の意味はどこで入ってくるんですか。

○日隈財政課長 まず予算編成の段階で知事と協議しました。先ほどの重点施策の3つの柱、それと特別枠については、県内見て回って、まだまだ経済状況が低迷したままだということで、早くアナウンスしたいと、自分としては打ちたいんだと。最終的に打つということだったのを、前倒しというと語弊があるかもしれませんが、今の段階でこういう検討はするというのを打ち出したいというあたりは、まず知事がおっしゃったということ。これから予算編成に入ってまいりまして、12月に国の予算の状況について御説明いたします。それで財源がどうなるかこうなるという協議をいたしまして、これまでも知事とは協議しているんですけども、今後もう少しそのところで協議させていただいて、具体的に各部局長から直接ヒアリングという形は、1月に入って早々行われる中でマル・バツを判断していくことになろうかと思えます。

○外山委員 知事が選挙のときにいろんな公約をしましたね。この公約というのはどこで入ってくるのか、余り予算編成には関係ないのか、どうなんですか。

○日隈財政課長 この後、県民政策部のほう詳しく御説明しますというふうにお答えした、先ほどの3つの重点施策のもとがアクションプラン、名称は「未来みやぎ創造プラン」ということですがけれども、このアクションプランの中に知事の政策提案、いわゆるマニフェストを織り込んでいるところでもあります。これを1年目でやるのか2年目でやるのか3年目でやるのか、このアクションプランの中で工程も含めて対応していくということで、最終的にできるも

のできないもの出てくるかもしれませんが、一応政策提案に沿った形で進めていくということで考えているところです。

○外山委員 知事の裁量というか、知事としての哲学を入れた裁量は、予算全体のどのくらいの範囲でできるんですか。

○日隈財政課長 知事が具体的に言った事業がどうこうというのは何ともお答えしようがないんですけども、少なくとも新規・改善事業については、新しい知事になって、知事の考えでということで内部でも協議してまいりますので、こういった事業については、それが20億なのか40億なのか規模は今の段階で申し上げることはできませんけれども、そういった事業については少なくとも知事の意向が反映されている部分であろうと思います。ただ、外山委員がおっしゃるとおり、義務的な経費の予算がかなりのウェートを占めますので、その部分は大きくは知事が云々というところでは事実上ないのかもしれませんが。責任としては、すべての予算を知事の政治的な使命も含めて提案ということになりますけれども、実際は、おっしゃったとおり義務的な部分は難しいとは思いますが。

○外山委員 前の知事と今度の知事とで予算に関する考え方がどう違ってくるか、やっぱりそのときの知事の政治的な哲学を表に出していくべきだと思うんです。そのために知事選挙をやって知事になるわけですね。だから、極端に言えば、宮崎県の景気を浮揚させるのが一番だと知事が思われたら、商工の予算を5割アップして、その分をほかの分全部減らしてやっていくと、そういうこともできるのかなと思うんですが、どうなんですか。

○稲用総務部長 財政課長が申しあげましたように、義務的経費、これは福祉関係経費等も含

めて非常に大きくなってしまっていて、いわゆる裁量の部分というのが非常に少なくなっているというのが現状であります。その中で歳入的にはますます厳しい状況になりますので、減らす部分について、減らしてもいいものであればよろしいんですけども、やっぱりそれはある程度やらざるを得ない部分、先ほどから言っています命云々というのもありましょうし、その部分が非常に多くなってきている。どうしても減らす部分が現実的には少なくなっている。ただ、選択と集中ということですので、今回の予算編成方針のポイントの中でも申しあげましたように、思い切ってメリハリをつけていくことは必要だろうと思います。今までやってきたからそのまま単純に継続していくということではなくて、補助であったとしても、本当に必要なのかその必要性をきちんと整理して、その中で財源をつくり出していくことが大事だろうと思います。

○外山委員 非常に財政が厳しい時期だからこそ、知事が思い切った英断をして……。今、削られない費用がいっぱいあると。例えば福祉の関係で法的に出さんといかんものはしょうがないです。そのほかの事務経費は、知事が決断すればできないことはないだろうと思うんです。将来に向けて県民に夢を与えるための思い切った政策を、知事というのは予算に反映させるべきだと思うんです。これは知事と話をせんと、ここでしたってしょうがないんですが、私はそういうふうに思っています。知事の基本的な哲学を予算に反映させる、それが表に出てくるような予算編成をするべきじゃないか。きょうここでの希望は、多少踏み出してもいいから、知事の思いを入れ込んだ予算編成ができればいいと思います。以上、申しあげておきます。

○鳥飼委員 事務事業の見直しとかやります。下位になったりします。大体3年とっていていいですか。

○日隈財政課長 基本的には3年をサイクルにしっかり見直していくということで考えております。ただ、ずっと続くような、例えば国民健康保険の負担金とか、命にかかわる部分、義務的な部分かなりの額になってきています。こういったどうしても見直しできない部分がありますので、そういった部分は対象外ということになります。

○鳥飼委員 先ほど宮原委員から出ました、補修、リフォーム助成です。請願も採択をしたんですけれども、個人資産云々ということと言われて、何かにくっつけてというようなことも言われたんです。それも一つの方法ではあるんですが、鳥取県沖地震で、当時の片山県知事が、これは国は認めないよと言っていたやつをつくってリードをして、300万までということで今度適用されているわけです。これは個人資産です。今一番大事なことは、県内の経済をどう活性化といいますか、県民の暮らしを元気づけていくかということですから、やはりそういう視点に立っていかないと回っていかないと思います。確かに個人資産の形成につながる部分はあるにしても、やっているところもあるわけですし、限度もあるわけですから、おのずとわかってくるわけですから、それはそれで政策として打ち出していかないと、大きく分けた基本方針に反することにもなってきますので、それはぜひ踏み込んでやっていただきたいと思います。そのことが宮崎県経済の活性化といいますか、地域経済循環システムにつながっていくということですから。これは要望で、答弁はいいですけども、お願いしておきます。

○堀野総務部次長 先ほど前屋敷委員のほうから公益法人の数という御質問がございましたけれども、平成23年8月1日現在で県所管の公益法人数は224という数になります。以上です。

○山下委員長 よろしいでしょうか。――なければ、総務部をこれで終了したいと思います。

どうも執行部の皆さん、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時15分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

ただいまから県民政策部に入ります。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○渡邊県民政策部長 本日はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、お手元の総務政策常任委員会資料、目次がありますけど、本日は報告事項4件でございます。詳細につきましては担当課長から御説明いたします。よろしくお願ひします。

○茂総合政策課長 それでは、第138回九州地方知事会議及び第19回九州地域戦略会議について御説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。まず、1の九州地方知事会議でございますが、昨日午後宮崎市内で開催されました。資料の一番下の米印にありますように、本県開催は平成18年以来5年ぶりのことございまして、九州・沖縄・山口9県の知事あるいは副知事に御出席いただき、活発な議論をいただいたところであります。

会議の主な内容について申し上げますと、まず、関西広域連合との災害時の総合応援協定案について合意が得られたところであります。

次に、国の出先機関の受け皿として検討され

ております九州広域行政機構につきまして、これまでの国の動向あるいは今後の取り組みの方向性等について議論をされましたけれども、先般、野田総理より出先機関改革については来年の通常国会に法案を出していきたい旨の発言があったことなどを踏まえまして、引き続き国との協議を進めていくことを確認したところでございます。

それから3つ目でございますが、TPPにつきましても意見交換が行われまして、交渉参加に賛成、反対双方の意見が出されました。本県は反対の意見を表明したところでございますけれども、「TPPに参加することのメリット、デメリットについて国の情報開示が不十分である」、あるいは「国民の合意形成に向け十分に議論を尽くす必要がある」といったことなどにつきまして、各県の認識が一致したところでございます。

さらに、東九州自動車道等の社会資本の整備、あるいは東日本大震災を教訓とする防災対策の充実など9項目の特別決議が採択されたところであります。この特別決議といいますのは国への要望事項でございます。

次に、2の九州地域戦略会議でございます。この会議は、官民一体となりまして九州独自の発展戦略の研究、あるいは具体的施策の推進に取り組むことを目的といたしまして平成15年に設立されたものでございます。本日午前中に開催されまして、先ほど終了いたしました。主な内容といたしましては、昨今の円高の影響等につきまして意見交換が行われまして、過度の円高に早急に対応するための為替介入、あるいは中小企業支援策の早期実施等を国に求めるというアピール文が発表されたところでございます。

次に、先ほど総務部から平成24年度の当初予

算編成方針につきまして報告があったことと思っておりますけれども、その中の平成24年度の予算における重点措置について御説明させていただきたいと思っております。今回、予算上の重点措置といたしまして3つの柱を提示いたしまして整理したところでございます。1つ目が、停滞しております本県地域経済の活性化を図るための産業・雇用づくり、2つ目が、防災力の向上や地域医療の確保等に資する安全・安心なくらしづくり、3つ目が、子育てや教育、孤立化防止などといったような地域のきずなの強化につながるような地域を支える人財づくり、この3点を進めることといたしております。

総合政策課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○日高文化文教・国際課長 文化文教・国際課からは3点報告させていただきます。

資料の3ページをお開きください。初めに、宮崎県民栄誉賞の授賞についてであります。

1にありますとおり、県民栄誉賞は、広く県民に敬愛され、県民に希望と活力を与えることにおいて顕著な功績があった方に対して県民栄誉賞を贈り、その栄誉をたたえることにしているものであります。

2の受賞者ですが、延岡市出身で第35代木村庄之助の内田順一さんに対する県民栄誉賞の授賞式を、昨日、10月31日に、外山議長、山下委員長にも御臨席をいただき、とり行ったところであります。授賞理由は、行司として大相撲を半世紀にわたり支え続け、本県出身者として初めて行司最高位である木村庄之助を襲名し、その重責を全うされたことであります。

なお、3にありますとおり、県民栄誉賞はこれまで5人の方が受賞されており、内田順一さんが6人目の受賞者になりました。

資料の5ページをお開きください。宮崎県文化賞の受賞者についてであります。

県文化賞は、昭和25年に、本県の文化の向上発展に特に顕著な業績を上げられた方を顕彰することを目的に県及び県教育委員会が創設したもので、ことしで62回を数え、受賞者は今回の2名を加えまして281名と1団体となります。

2の受賞者ですが、芸術部門で彫刻家の保田井智之さん、文化功労部門で詩人の南邦和さんの2名であります。

授賞理由につきましては、3に記載のとおりであります。お二人とも本県文化の向上発展に特に顕著な業績があったものであります。

授賞式は、4にありますとおり、来週、11月7日月曜日に県庁講堂で行うこととしております。

資料の7ページをお開きください。最後に、若山牧水賞の受賞者についてであります。

若山牧水賞は、本県出身の国民的歌手、若山牧水の業績を永く顕彰するため、短歌文学の分野で傑出した功績を上げた方に賞を贈ることにより、短歌文学の発展に寄与するとともに本県のイメージアップを図っているところであります。本年度が第16回となります。

2にありますとおり、受賞者は大下一真さん、受賞作品は「月食」であります。

3に若山牧水賞の概要を記載しておりますが、(1)にありますとおり、主催者は県、県教育委員会、宮崎日日新聞社、延岡市、日向市の5者であります。また、(2)にありますとおり、賞の対象は、前年の10月1日から当年9月30日までに刊行された歌集及び若山牧水論の著者となっております。

次に、4の今後の予定ですが、(1)にありますとおり、授賞式及び受賞祝賀会は来年2月6

日午後3時から宮崎観光ホテルで行うこととしております。また、翌日の7日には受賞者による高等学校の訪問と延岡市での記念講演会を予定しております。

説明は以上であります。

○山下委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様方の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、県民政策部を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

なければ、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、委員会を終了いたします。

午後2時25分閉会